

# 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30~32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数:H28年度末の2%以上削減  
※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人~15.7万人に  
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人~2.8万人減)
- 退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%  
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上  
※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

## 4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進

- 難病患者への一層の周知
- 障害者の芸術文化活動支援
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等